

緊急事態宣言発令に伴う児童クラブの規模の縮小について

(令和2年4月22日現在)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発令され、石川県が「特定警戒県」に指定されたことを受け、児童クラブでは、これまでも感染予防に最大限の配慮を行いつつ児童の預りを行っておりますが、「3つの密（密閉、密集、密接）」を防ぐことは、施設の努力だけでは難しく、児童と保護者の皆様、そしてクラブ職員の健康と命を守り、集団感染（クラスター）の発生やさらなる新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるため、受入れ対象家庭を限定し、その他のご家庭には登園の自粛を要請することといたしました。

保護者の皆様には、引き続き、大きなご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況変化等により取扱いが変わる可能性があります。

【お預かりできるご家庭】

- (1) 保護者のいずれもが次の職種に該当し、共に仕事を休むことが困難な家庭
 - ・医療従事者
 - ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- (2) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭
(他の親族等にも依頼できない場合)

【期 間】

令和2年5月6日（水）まで

【児童クラブの臨時休業等について】

児童クラブの利用児童・職員が感染した場合や、地域での感染が著しく拡大する場合には、当該児童クラブの臨時休業を行うことがあります。

また、現在、各小学校校舎内で、午前8時15分から午後2時30分まで児童を受入れ、見守りを行っていますが、今後、各小学校の在籍児童・教職員から新型コロナウイルスの感染者が出た場合、当該小学校での児童の受入れ、見守りが中止となる場合があります。

【お問い合わせ先】

金沢市福祉局子ども未来部子育て支援課

TEL 220-2279